

農地集積推進支援契約職員の採用試験について

公益財団法人高知県農業公社では、当公社に勤務する農地集積推進支援契約職員を1名採用するため、下記により試験を実施します。

記

1 職務内容

農地中間管理事業（農地を貸したい農家から借り受け、農業経営の規模拡大を図る担い手等へ貸し付ける事業）を進める高知県農業公社のスタッフとして、高知県中央東農業振興センターの管内に属する地域を中心として、農家を訪問したり、農地を調査する業務です。

当公社の中央東地区担当職員及び農地集積推進支援契約職員と連携を取りながら業務を行います。

学歴や経験、年齢は問いませんが、ワードやエクセル等のパソコンソフトを使って、資料や報告書の作成を行いますので、その面での知識や経験は必要です。

出張は、自家用車を使用していただきます。その場合は、走行距離に応じて旅費を支給します。

2 勤務条件等

- (1) 雇用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
ただし、条件により5年を上限として契約を更新する場合があります。
- (2) 勤務日数 月間16日間
- (3) 休日 勤務日以外の日とし、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日、12月29日から1月3日までを含みます。
ただし、業務の都合上やむを得ない場合には、予め休日を他の日に振り替えることがあります。
- (4) 就業の場所 中央東地区駐在所
(〒783-0025 高知県南国市下末松 105-8)
- (5) 就業時間 原則9時30分から16時30分まで
原則12時から13時までは休憩時間
- (6) 時間外勤務 業務上、臨時的に必要な場合は時間外勤務を命ぜられることがあります。
- (7) 年次有給休暇 7日（6ヶ月間継続勤務し、所定労働日数の8割以上出勤した場合）
- (8) 賃金 時間あたり1,600円（平成29年度の場合）

締め切り日は毎月末で支払日は翌月 16 日

支払は口座振り込みによる

(例) 1,600 円/時×6 時間/日×16 日/月=153,600 円/月

- (9) 定年 満 70 歳に達した日の属する年度末まで
- (10) 資格等 普通自動車運転免許 (A T 限定可)
- (11) その他 農地集積推進支援契約職員設置要領 (別添) による

3 提出書類

履歴書 (市販のもので可) を郵送または持参により当公社に提出してください。

※履歴書の上欄外に「農地集積推進支援契約職員を希望する。」と記載してください。

4 申込期限

平成 30 年 1 月 19 日 (金) 17 時まで (必着)

5 試験方法

- ①書類選考後、面接試験を実施します。
- ②書類選考後、1 週間以内に選考結果及び面接日時を連絡します。

6 問い合わせ先

公益財団法人 高知県農業公社

担当：田所、國沢

電話番号 (088) 823-8618

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号 高知県庁西庁舎 3 階

受付時間：12 月 29 日 (金) から 1 月 3 日 (水) までの期間並びに休日及び祝祭日を除き、8 時 30 分から 17 時まで

農地集積推進支援契約職員設置要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県農業公社（以下「公社」という。）が雇用する農地集積推進支援契約職員（以下「推進支援員」という。）の就業に関する事項について定める。

(業務内容)

第2条 推進支援員は、公社が農地中間管理事業に取り組む上で必要な次の業務に従事する。

- ①農地の出し手、受け手に関する情報の収集および斡旋、調整
- ②農用地利用集積計画の作成支援
- ③分散化した担い手の農地の集約化のための調整
- ④公社が借り受けた農地の管理の支援
- ⑤その他、県、公社の職員等と協力して、農地中間管理事業の推進をはかること

(雇用)

第3条 推進支援員は、雇用を必要とする年の4月1日から翌年の3月31日までの会計年度の期間内において、1年間の契約で日々を単位として雇用する。ただし、年度の途中で雇用した場合はその年度末の3月31日までの雇用とする。

- 2 前項の雇用は、原則として労働日数を月8日以上15日以下として、所定労働日を定めて雇用する。ただし、公社理事長が特に必要と認めた場合は15日を超えて雇用することができる。
- 3 雇用する日は、原則として公社の業務日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定められた休日、12月29日から1月3日を除く日）であって、かつ推進支援員の雇用を必要とする日とする。
- 4 業務の都合上やむを得ない場合は、前項の規程にかかわらず、公社の業務日以外の日においても雇用することができる。

(雇用する年齢)

第4条 推進支援員は、年齢が満70歳に達した日の属する年度末まで雇用することができる。ただし、公社理事長が特に必要と認めた場合は、その必要な期間雇用することができる。

(雇用通知書)

第5条 推進支援員の雇用を決定したときは、(別記1)に定める雇用通知書を交付する。

(雇用の更新)

第6条 推進支援員の雇用は、予算、業務量、業務の進捗状況などを勘案し、5年を上限として契約を更新する場合がある。

(就業時間)

第7条 推進支援員の就業時間は、9時30分から16時30分までとし、休憩時間は12時から13時とする。

ただし、業務上必要のあるときは、予め指示により始業、終業の時刻及び休憩の時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。

(賃金)

第8条 推進支援員の賃金は時給とし、理事長が別に定める額とする。

2 賃金は実績を月末で締め切り、翌月16日に支給する。支給日が休日の場合の対応および支給方法については、公社職員の例による。

(旅費)

第9条 推進支援員が、業務のため旅行する場合は公社職員の例により旅費を支給する。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇については(別記2)に定めるところによる。

(災害補償)

第11条 業務上または通勤途上に災害にあった場合は、労働者災害補償保険法の定めるところにより補償する。

(社会保険、労働保険)

第12条 健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者となるときは、必要な手続きをとる。

(退職)

第13条 推進支援員が、次に該当するときは退職とする。

- ① 退職の願い出が提出されたとき。
- ② 期間が満了したとき。
- ③ 心身の故障その他の事情により業務に堪えない状況となったとき。

(解雇)

第14条 推進支援員が、次に該当するときは解雇する。

- ① 事業の終了、縮小その他事業の運営上やむを得ない事情により雇用できなくなったとき。
 - ② 正当な理由無く長期にわたり無断欠勤をしたとき。
 - ③ 故意または重大な過失により公社に損害を与えたとき。
- 2 前項の規程により解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、または労働基準法の規定に基づく解雇予告手当を支払う。

附則

この要領は、平成26年10月7日から適用する。

附則

この要領は、平成27年7月24日から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

※別記1及び別記2添付省略